

## 江戸川区小規模保育事業設置・運営事業者募集要項 － 参考資料 －

### 地域別乳幼児人口及び待機児童数

平成 31 年 4 月 1 日現在

		0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合計
区民課	人 口	1,046	1,160	1,149	1,217	1,228	1,187	6,987
	待機児童数	0	15	5	0	0	0	20
小松川	人 口	438	433	480	448	460	478	2,737
	待機児童数	7	10	8	0	0	0	25
葛 西 (葛西北・葛西南)	人 口	2,219	2,323	2,422	2,401	2,404	2,443	14,212
	待機児童数	16	45	17	0	0	0	78
小 岩	人 口	713	720	713	724	695	713	4,278
	待機児童数	12	20	5	0	0	0	37
東 部	人 口	759	746	827	762	779	761	4,634
	待機児童数	0	6	1	0	0	0	7
鹿 骨	人 口	598	487	497	487	495	483	3,047
	待機児童数	1	2	0	0	0	0	3
合 計	人 口	5,773	5,869	6,088	6,039	6,061	6,065	35,895
	待機児童数	36	98	36	0	0	0	170

#### 【区域表】

区域	住所
区民課地域 (中央地域)	中央 1～4 丁目、松島 1～4 丁目、松江 1～7 丁目、東小松川 1～4 丁目、西小松川町、大杉 1～5 丁目、西一之江 1～4 丁目、春江町 4 丁目、上一色 1～3 丁目、本一色 1～3 丁目、一之江 1～8 丁目、西瑞江 4 丁目 1～2 番地・10～27 番地、江戸川 4 丁目 15～25 番地、松本 1・2 丁目、興宮町
小松川地域	小松川 1～4 丁目、平井 1～7 丁目
葛西北地域 (葛西橋通り以北)	一之江町、二之江町、春江町 5 丁目、西瑞江 5 丁目、江戸川 5・6 丁目、船堀 1～7 丁目、宇喜田町、東葛西 1～3 丁目、西葛西 1 丁目、北葛西 1～5 丁目、中葛西 1・2 丁目
葛西南地域 (葛西橋通り以南)	東葛西 4～9 丁目、西葛西 2～8 丁目、南葛西 1～7 丁目、中葛西 3～8 丁目、清新町 1・2 丁目、臨海町 1～6 丁目
小岩地域	東小岩 1～6 丁目、西小岩 1～5 丁目、南小岩 1～8 丁目、北小岩 1～8 丁目
東部地域	春江町 2・3 丁目、東瑞江 1・2 丁目、西瑞江 3 丁目・4 丁目 5～9 番地、江戸川 1～3 丁目・4 丁目 1～14 番地、谷河内 2 丁目、下篠崎町、篠崎町 3～6 丁目、南篠崎町 1～5 丁目、東篠崎町、東篠崎 1・2 丁目、瑞江 1～4 丁目
鹿骨地域	新堀 1・2 丁目、春江町 1 丁目、谷河内 1 丁目、鹿骨町、鹿骨 1～6 丁目、上篠崎 1～4 丁目、篠崎町 1・2・7・8 丁目、西篠崎 1・2 丁目、北篠崎 1・2 丁目、東松本 1・2 丁目

## 利用者負担額（保育料）基準額表

【令和2年度 利用者負担額(保育料)基準額表】

※令和元年10月1日現在の基準額

階 層	所得等の条件	利用者負担額（保育料）				区立保育園延長保育料				
		0～2歳 クラス		3～5歳 クラス		0～2歳 クラス	3歳 クラス	4～5歳 クラス		
		第1子	第2子	第1子	第2子					
A	生活保護世帯	0	0	利 用 者 負 担 額 無 償	利 用 者 負 担 額 無 償	0	0	0		
B	住民税非課税世帯									
C	住民税均等割のみの世帯	1,900	950			利 用 者 負 担 額 無 償	利 用 者 負 担 額 無 償	700	700	700
D1	4,999円 未満の世帯	2,400	1,200							
D2	5,000円 ～ 14,999円 の世帯	3,100	1,550							
D3	15,000円 ～ 48,599円 の世帯	6,800	3,400							
D4	48,600円 ～ 51,599円 の世帯	8,400	4,200							
D5	51,600円 ～ 59,999円 の世帯	9,500	4,750							
D6	60,000円 ～ 77,100円 の世帯	15,600	7,800							
D7	77,101円 ～ 96,999円 の世帯	19,400	9,700							
D8	97,000円 ～ 114,999円 の世帯	21,800	10,900							
D9	115,000円 ～ 134,999円 の世帯	24,000	12,000							
D10	135,000円 ～ 149,999円 の世帯	25,900	12,950							
D11	150,000円 ～ 168,999円 の世帯	27,900	13,950							
D12	169,000円 ～ 183,999円 の世帯	29,700	14,850							
D13	184,000円 ～ 197,999円 の世帯	31,500	15,750							
D14	198,000円 ～ 214,999円 の世帯	33,000	16,500							
D15	215,000円 ～ 234,999円 の世帯	34,700	17,350							
D16	235,000円 ～ 254,999円 の世帯	36,300	18,150							
D17	255,000円 ～ 269,999円 の世帯	37,800	18,900							
D18	270,000円 ～ 284,999円 の世帯	39,100	19,550							
D19	285,000円 ～ 300,999円 の世帯	40,700	20,350							
D20	301,000円 ～ 339,999円 の世帯	44,100	22,050							
D21	340,000円 ～ 396,999円 の世帯	49,700	24,850							
D22	397,000円 ～ 424,999円 の世帯	54,600	27,300							
D23	425,000円 以上の世帯	58,500	29,250							

※上記の基準額は、月額となります。

※保育標準時間・保育短時間ともに同額となります。

# 公定価格・運営費の加算

※公定価格及び運営費の加算は今後変更される可能性があります。

## 【公定価格に関する情報】

内閣府ホームページ

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/jigyousya.html>

○子ども・子育て支援新制度における公定価格の試算ソフト（令和元年度版）

○公定価格に関する情報

- ・公定価格単価表
- ・特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について

※上記の項目は試算上必要となる情報ですので必ずご確認ください。

## 【運営費の加算（令和元年度）】

### 1. 子ども・子育て支援交付金

#### 延長保育事業

##### (1) 保育短時間認定（在籍児童1人当たり年額）

延長時間区分	A型・B型
1時間	11,700
2時間	23,400
3時間	35,100

##### (2) 保育標準時間認定（1事業当たり年額）

	延長時間区分	A型	B型	その他	延長時間区分	A型	B型
	自園調理等	30分	300,000		300,000		30分
1時間		1,192,000	1,192,000	1時間	1,146,000		1,146,000
2～3時間		1,488,000	1,488,000	2～3時間	1,337,000		1,337,000
4～5時間		3,947,000	3,947,000	4～5時間	3,223,000		3,223,000
6時間以上		4,570,000	4,570,000	6時間以上	3,591,000		3,591,000

※「自園調理等」は、食事について、事業所内で調理する方法により提供する事業所及び連携施設又は給食搬入施設から調理・搬入して提供する事業所に適用

### 2. 保育サービス推進事業

#### 【主な補助条件】

事業実施年度の施設運営に係る財務情報等の公表

※実施しない場合は、各補助金の交付決定取消

【主な補助項目】

(1) 特別保育事業等推進加算

加算項目		算定基準	利用者 一人あたり	単価 (円)
延長保育	零歳児の延長保育	30分を超える毎月平均利用零歳児数	月額	17,200
	2時間・3時間延長	1時間30分を超える 毎月平均利用児童数		10,610
一時預かり事業	(4時間未満)	延べ利用児童数	件数払い	1,460
	(4時間以上)			2,920
障害児保育事業（特児対象）		障害児保育事業実施事業（特別児童扶養手当支給対象児を受入れ）毎月初日対象児童数	月額	45,000
障害児保育事業（身体または知的）		障害児保育事業実施事業（身体障害児又は知的障害児を受入れ）毎月初日対象児童数		31,000 または 38,000
アレルギー児対応		アレルギー児対応として医師の指示書に基づき、除去食・代替食を実施している事業 毎月初日対象児童数		22,000
零歳児保育		毎月初日零歳児在籍数		4,770
育児困難家庭への支援		育児困難家庭の児童を受け入れ、関係機関と連携して当該家庭を支援する事業 毎月初日対象児童数		30,000
外国人児童受入れ		両親、父又は母が外国人である児童を受入れ、当該家庭の言語・習慣・食事等に特別な対応を行う事業 毎月初日対象児童数		9,000

(2) 地域子育て支援推進加算

加算項目		対象事業	基準 (実施回数等)	年額 (円)
次世代育成支援	小中高生の育児体験受入れ	小中高生の職場体験、育児体験等の受入れを実施している事業	年10日以上	600,000
育児不安の軽減	保育所等体験	地域の子育て家庭が、在園児と共に保育所等の生活を体験する取組みを実施している事業	年5回又は延べ10人以上	300,000
			年10回又は延べ20人以上	600,000
	出産を迎える親の体験学習	出産前後の親の体験学習を実施している事業	年3回又は延べ6人以上	300,000
保育人材の確保・育成	保育拠点活動支援(基本分)	保育士・看護師・栄養士等の実習生(学生)や研修生(他法人の新設保育所職員等)を職場に受け入れ指導・育成し、学校等に報告を行う取組みを実施している事業	年6回又は延べ12人以上	600,000
			年3人以上	400,000
			年6人以上	800,000

### 3. 保育士等キャリアアップ補助

#### 【主な補助条件】

#### 1. キャリアパス要件

国通知「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」のキャリアパス要件と同等の内容  
 (※要件を満たさない事業は補助対象外)

#### 2. 事業実施年度の施設運営に係る財務情報等の公表

#### 【単価 (案)】

	認定区分	年齢区分	単価
小規模保育事業A型	3号	乳児	28,280
		1,2歳児	17,780
小規模保育事業B型		乳児	23,100
		1,2歳児	14,840

(児童1人あたり月額)

### 4. 保育従事職員宿舍借り上げ支援事業

補助の内容	保育従事職員向けに宿舍・住戸を借り上げた事業者に対する家賃補助
補助基準額・補助率	月額82,000円の範囲内 (園が保育従事職員から自己負担を徴収する場合はその金額を除く。) 補助率 7/8
補助の対象者	常勤の「保育士」及び「看護師」

### 5. 保育士等の処遇改善補助

常勤保育士・看護師の処遇改善に係る補助 10,000円/月

### 6. ICT化推進事業

保育士の業務負担軽減を図るため、ICT化に要する費用の一部を補助

### 7. 加配保育士等配置経費補助 (区独自加算)

保育の質を高めるため、国基準を上回る保育士の配置に対する補助 (月額約45万円)

### 8. 民間保育施設ごみ処理経費補助 (区独自加算)

紙おむつを含めたごみ処理経費を補助 (保護者に負担を求めないこと)

0,1歳児/1人 500円/月

2歳児/1人 250円/月

### 9. 継続勤務報奨金事業 (令和2年度実施予定)

同一施設における勤務年数が5年ごとに継続勤務に対する報奨金として10万円を支給

# 江戸川区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例改正に伴う保育士配置の特例的運用について

(対象：小規模保育所A型及び保育所型事業所内保育所)

## ① 朝夕等の児童が少数となる時間帯における保育士配置の特例

保育士の数は最低2人以上配置することとされていますが、当分の間、児童の人数に応じて必要となる保育士の数が1人となる時間帯について、保育士1人に加え、保育士と同等の知識及び経験を有すると区長が認める者(※)で代替できることとします。

(※) 保育士と同等の知識及び経験を有すると区長が認める者

1. 保育所等で継続して1年以上かつ月平均80時間以上従事した経験がある者
2. 国が定める保育ママ(家庭的保育者)
3. 子育て支援員研修のうち地域型保育コースを修了した者

(例) 児童の人数に応じて必要となる保育士の数が1人となる時間帯(7時～8時、18時～19時)の場合

	7時～8時	8時～18時	18時～19時
保育士A			
保育士B		16時	
保育士C			
保育士D		11時	



	7時～8時	8時～18時	18時～19時
保育士A		16時	
保育士B			
保育士C			
保育士D		11時	
区長が認める者			
区長が認める者			

(例) 0歳児 0人、1歳児 5人、2歳児 0人、(合計5人)の場合

必要となる保育士 1名、区長が認める者 1名の配置で可となる。

## ② 幼稚園教諭及び小学校教諭並びに養護教諭の活用の特例

当分の間、必要となる保育士の数の算定について、幼稚園教諭(3歳以上児の保育を対象)及び小学校教諭(5歳以上児の保育を対象)並びに養護教諭の普通免許状を有する者を保育士とみなすことができることとします。

【現行基準で配置する場合】

(例)  
配置基準上必要となる保育士数：5人  
内訳：保育士5人



【特例措置を適用する場合】

(例)  
配置基準上必要となる保育士数：5人  
内訳：保育士4人、養護教諭1人

- 現行の基準では、保健師・看護師を1人に限って保育士とみなすことができるが、条例改正後は、幼稚園教諭・小学校教諭・養護教諭も保育士とみなすことが認められる。

### ③小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所における保育の実施に当たり必要となる保育士配置の特例

当分の間、1日につき8時間を超えて開所していること等により、認可の際に必要な保育士に加えて保育士を確保しなければならない場合、追加的に確保しなければならない保育士の数の範囲内において、保育士と同等の知識及び経験を有すると区長が認める者を保育士とみなすことができることとします。

#### 【現行基準で配置する場合】

(例)

利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士数：5人  
開所時間を通じて必要となる保育士数：7人  
内訳：保育士7人



#### 【特例措置を適用する場合】

(例)

利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数：5人  
開所時間を通じて必要となる保育士数：7人  
内訳：保育士5人  
区長が認める者2人

※現在、認可の際は利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士数に加えて、公定価格の基本分単価に含まれる職員構成で規定されている保育士2名（非常勤可）について保育士資格を求めているが、今回の特例により緩和された。

### ④ ②及び③の特例を適用する場合における保育士の必要数

「②幼稚園教諭及び小学校教諭並びに養護教諭の活用の特例」及び「③小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所における保育の実施に当たり必要となる保育士配置の特例」を適用するときには、各時間帯において必要となる保育士の数の3分の2以上、保育士の登録を受けた者を置かなければならないこととします。

#### 【必要とする保育士の数が5人の場合】

<保育士及び保育士とみなす者の内訳>  
・保育士：4人  
・保育士とみなす者：1人（※）  
⇒ 保育士の比率：5人中4人（80%）

（※）保育士とみなす者は、「保健師等1名」、「幼稚園教諭等」、「区長が認める者」であり、その合計数が各時間帯に必要な保育士の数の3分の1を超えることはできない。

1. ①の区長が認める者並びに②及び③の規定の適用を受ける者は、当該保育所の施設長が、当該職員の保育者としての能力を確認した上で適当と認める者とする。

2. 過去3年間の指導検査において勧告や改善命令等を受けている保育所については、①～③の特

例を適用することができない。

3. ②及び③の規定による特例を適用する事業者は、保育士とみなされる者の保育士資格取得支援に努めるものとする。

また、①及び③の適用を受ける者、及び②の適用を受ける者であって保育に従事したことがない者に対しては、子育て支援員研修のほか、乳幼児の保育に関する研修の受講を促すこととする。

## 条例・規則・要綱

### 【小規模保育事業の設備及び運営に関する基準等】

<http://www.city.edogawa.tokyo.jp/e047/kosodate/kosodate/keikaku/shienschinsedo.html>

○江戸川区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

○江戸川区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

○江戸川区小規模保育事業の設備及び運営の基準に関する要綱

○江戸川区家庭的保育事業等の認可に関する規則

○江戸川区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

○江戸川区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認等に関する規則

## その他

○江戸川区小規模保育所一覧

<http://www.city.edogawa.tokyo.jp/e047/kuseijoho/gaiyo/shisetsuguide/bunya/kosodate/shokibo.html>

○江戸川区認可保育園一覧

<https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e047/kuseijoho/gaiyo/shisetsuguide/bunya/kosodate/hoikuen/index.html>

○江戸川区認証保育所一覧

<https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e047/kuseijoho/gaiyo/shisetsuguide/bunya/kosodate/ninsho.html>

○江戸川区子ども・子育て支援事業計画

<http://www.city.edogawa.tokyo.jp/e047/kosodate/kosodate/keikaku/shienschinsedo.html>